平成 31 年　予算審査特別委員会

1　開 催 期 日　　平成 31 年 3 月 19 日（火）　　午前 9 時 58 分から午後 1 時 30 分

2　開 催 場 所　　庁舎 5 階本会議場

3　出 席 委 員　　尾崎委員長、田辺副委員長
野村委員、島崎委員、橋本委員、稲田委員、藤田委員、大迫委員、
木村委員、小田島委員、坂本委員、川崎委員、鈴木委員、中川委員、
鶴谷委員、板垣委員、永井委員、山本委員、滝　委員

4　欠 席 委 員　　谷浦委員、國枝委員

5　委員外議員　　佐藤議長

6　市側出席者

市長	上野正三	監査委員	染谷一彦
副市長	道塚美彦	企画財政部長	川村裕樹
総務部長	福島政則	市民環境部長	高橋直樹
災害復興・市民参加室長	米川鉄也	保健福祉部長	中屋　直
子育て支援部長	仲野邦廣	建設部長	駒形　智
経済部長	水口　真	水道部長	藤縄憲通
会計室長	佐々木　伸	企画課長	橋本征紀
財政課長	佐藤　亮	ボールパーク推進課長	柴　清文
ボールパーク施設課長	中垣和彦	総務課長	杉山正一
職員課長	佐藤直人	市民課長	志村　敦
環境課長	阿部泰洋	高齢者支援課長	三上勤也
健康推進課長	尾崎英輝	保険年金課長	渡辺広樹
子ども家庭課長	高橋陽子	都市整備課長	新田邦広
土木事務所長	人見桂史	農政課長	砂金和英
教育長	吉田孝志	教育部長	千葉直樹
教育部次長	佐藤直己	教育総務課長	下野直章

監査委員事務局長　　川合隆典

消　　防　　長　　山　崎　克　彦

7　事　務　局　　事務局長　藤木　幹久　　議会担当主査　松本　政樹
書　　記　金田　周

8　傍　聴　者　　6名

9　案　　件　　議案第17号　平成31年度北広島市一般会計予算
議案第18号　平成31年度北広島市国民健康保険事業特別会計予算
議案第19号　平成31年度北広島市霊園事業特別会計予算
議案第20号　平成31年度北広島市介護保険特別会計予算
議案第21号　平成31年度北広島市後期高齢者医療特別会計予算
議案第22号　平成31年度北広島市水道事業会計予算
議案第23号　平成31年度北広島市下水道事業会計予算

議事の経過

尾崎委員長

皆さん、おはようございます。

開会前にお知らせいたします。谷浦浪子委員及び國枝秀信委員から、病気療養のため、本日の委員会を欠席する旨、届け出がありました。

ただいまから予算審査特別委員会を開会いたします。

傍聴の取り扱いについては、申し合わせにより許可することといたします。

議案第17号　平成31年度北広島市一般会計予算

議案第18号　平成31年度北広島市国民健康保険事業特別会計予算

議案第19号　平成31年度北広島市霊園事業特別会計予算

議案第20号　平成31年度北広島市介護保険特別会計予算

議案第21号　平成31年度北広島市後期高齢者医療特別会計予算

議案第22号　平成31年度北広島市水道事業会計予算

議案第23号　平成31年度北広島市下水道事業会計予算

以上7件を一括して議題といたします。

総括質疑を行います。

通告順に発言を許します。

公明党、藤田豊委員。

藤田委員

改めまして、皆さんおはようございます。公明党の藤田豊でございます。通告に従いまして、2項目につきまして、市長、教育長にお聞きをしたいと思います。

まず、ふれあい温泉事業について、市長にお尋ねをいたします。過去3年間のふれあい温泉事業の予算は毎年900万円ですが、予算の執行状況を見ると、平成27年度は852万円、平成28年度は826万円、平成29年度は786万円と、毎年の執行額は減額となっています。対象となる65歳以上の高齢者が毎年増えているのに、ふれあい温泉事業の利用者が増えていないことから、この事業の見直しの時期に来ているのではないでしょうか。

そこでお尋ねをいたします。1点目、対象者に対して1年間に300円で利用できる割引利用券12枚をお配りしておりますが、この枚数を拡大してはいかがでしょうか。2点目、この事業は高齢者の外出の機会の拡大と健康増進を目的としていることから、温泉入浴に限らず、温泉施設内にあるパークゴルフ場の利用や、または施設外の市内のカラオケ施設などの利用にも使えるようにするなど、現在の事業名を変えるなどして選択肢の拡大をすることを考えられないのか、市長にお尋ねをいたします。

2点目は、小・中学校のエアコンの導入について、教育長にお尋ねをいたします。2018年度補正予算案に盛り込まれた公立小・中学校のエアコンの設置について、我が党の議員が質問に立ちました昨年10月31日の参議院各党代表質問の中で、エアコンの設置について質問しました。普通教室だけではなく、特別教室や体育館への設置も検討すべきと提案したのに対して、安倍首相が、自治体の実情に応じて対応すると答弁されました。また、我が党の東京都本部所属の地方議員が1991年の議会質問で過去の気温上昇を比較、調査するなどをしてエアコンの必要性をいち早く取り上げ、今では東京都の自治体内の全小・中学校で設置をされております。全国公立小・中学校のエアコン設置率は、昨年9月時点で、普通教室が58%、調理室など特別教室が42%にとどまっております。特に財政状況の厳しい自治体を力強く支えているのが、政府が創設した臨時特例交付金であります。昨年11月に早期成立した2018年度第1次補正予算に822億円が計上されました。緊急対策を決めた政府や自民・公明の与党両党に対し、全日本教職員連盟の委員長は談話で地方自治体の背中を押す英断と評価しております。また、我が党の主張を踏まえて、政府は2019年度からエアコンの使用に必要な電気代なども支援をいたします。このような国の動きの中、北海道においても、建物の空調設備の設置は標準となりつつあります。本市におきましても、市役所新庁舎の建設、完成に伴い空調設備が完備されたことから、公共施設及び小・中学校の施設の冷房設備の設置は標準設備と言えます。

そこで以下質問をいたします。1点目、小・中学校の夏場の職員室、教室などの温度は計測しているのか、お尋ねをいたします。2点目、真夏の教室、職員室の暑さに対して、実態は教育委員会としてどのように把握しているのか、伺います。3点目、小・中学校で今取り組んでおります非構造部材耐震化事業の完了時期はいつになるのか、お聞きをいたします。最後に、次期長期総合計画の中に小・中学校のエアコン導入について盛り込むこ

とはできないのか、教育長にお尋ねをいたします。

以上、1回目の質問を終わります。

尾崎委員長

上野市長。

上野市長

藤田委員のご質問にお答えを申し上げます。ふれあい温泉事業についてでありますが、高齢者の健康維持や介護予防、交流の促進を図ることを目的として実施をしておりますが、元気な高齢者の増加とともに、温泉入浴以外に趣味などの自主的な活動にも多様化が見られ、ここ数年利用者数が減少しているものと捉えているところであります。市といたしましては、これまでも地域でボランティア活動を行う団体への支援や、いきいき百歳体操の普及などのほか、来年度からは新たに介護を予防する拠点への支援制度を創設するなど多様な外出機会の確保を図っているところでありますので、高齢者の生きがいづくりや介護予防等の視点から、既存の事業を含め総合的に検証をしなければならないものと考えております。以上であります。

尾崎委員長

吉田教育長。

吉田教育長

藤田委員のご質問にお答え申し上げます。学校の温度の実態調査についてでありますが、学校環境のあり方を検討するため、1年間を通じて温度環境を把握することとし、昨年11月から、小・中学校4校において普通教室の1室を抽出し、自動温度記録計を用いて測定を行っているところであります。

次に、学校における夏場の実態についてでありますが、国により望ましいとされる室温28度を超える日があることにつきましては承知をしているところであり、日常的には、各学校において、送風換気設備を利用した換気やカーテンなどによる遮光、水筒の持参や授業中の給水を認めるなどの対応を行っているところであります。

次に、非構造部材耐震化事業の完了時期についてでありますが、平成34年度をめどに耐震化を完了できるよう進めているところであります。

次に、学校におけるエアコンについてでありますが、次期総合計画への反映を含め、学校施設長寿命化計画を策定する中で議論をしてまいりたいと考えております。以上であります。

尾崎委員長

藤田委員。

藤田委員

それでは、再質問を順次させていただきます。ふれあい温泉事業について再質問いたします。1 回目に質問いたしました入浴券の利用回数の拡大について、市長答弁では特に触れておりませんでしたが、対象者の温泉利用回数が増えるということは市の入湯税の増加にもつながるという効果もあります。そういった点から、一つの案として利用回数の拡大は考えられないのかどうか、お聞きをいたします。

尾崎委員長

三上高齢者支援課長。

三上高齢者支援課長

藤田委員の再質問にお答えをさせていただきます。ふれあい温泉事業につきましては、昭和 63 年度から、高齢者の健康増進や介護予防などを目的として実施をし、平成 23 年度からは利用できる温泉を 3 カ所に増やすなどの見直しを行ったところであります。制度改正から 8 年目を迎えまして、高齢者数が増加している中におきまして利用者数が減少している状況につきましては、温泉入浴以外に時間を活用する方が増加しているため、利用者数が減少しているものと捉えております。現行制度においては、温泉入浴を好む方に利用者が限定されますことから、利用回数の増加は考えていないところであります。以上であります。

尾崎委員長

藤田委員。

藤田委員

それでは、次の質問をいたします。1 回目の質問でも触れましたが、温泉施設内にパークゴルフ場を併設している施設もありますが、そういったパークゴルフの利用に対する助成対象の拡大という、これに関しての見解をお聞きいたします。

尾崎委員長

三上高齢者支援課長。

三上高齢者支援課長

高齢者の閉じこもりを防止し、社会参加をすることによる介護予防の効果というのは有

効でありますので、誰もが参加できるよう文化的な活動ですとかスポーツなどを含め多様な活動を促す取り組みが重要であると考えますことから、これまで実施している既存の事業を含め総合的に検証していくこととしております。以上であります。

尾崎委員長

藤田委員。

藤田委員

では、このテーマで最後の質問。市長答弁では、既存の事業を含め総合的に検証すると答弁がありましたが、いつまでに検証し、また結論を出す予定か、次期長期総合計画の中に盛り込まれるのかどうかの見通しも含めてちょっとお答えをお願いいたします。

尾崎委員長

中屋保健福祉部長。

中屋保健福祉部長

お答えを申し上げます。ふれあい温泉事業につきましては、答弁にもございましたように、高齢者の社会参加の促進、そして交流機会の提供を図る目的で取り組んできているという状況です。高齢者の増加とともに、趣味などの自主的な活動など高齢者のニーズも多様化してきているというところでございます。さらに閉じこもり、それから孤立、こういったものの防止など地域における交流の促進を図るなど、介護予防、認知症予防の視点からの取り組みがさらに重要なものと考えてございます。今後、地域の実情に応じた自主的な活動を促進し、多くの高齢者が地域活動に参加できる機会をより多く創出することにより、より多くの高齢者の生きがいづくり、そして社会参加の促進を図っていくことが必要だというふうに考えてございます。現在も引き続き、その支援のあり方については検討を行っているところでありまして、31年度からは、介護予防の拠点整備、そして新たに自主的な活動を行う団体に対する助成制度を創設したというところでございます。

ふれあい温泉事業につきましては、利用率が低下をしてきておりますことから、まずは利用拡大に向けて制度の周知を行ってまいりますけれども、高齢者の関連も含めて、市の施策全体としては、推進計画の毎年度のローリングの中で事業の継続実施、廃止、そして制度内容の見直し等の検討を行っていくこととしております。以上でございます。

尾崎委員長

藤田委員。

藤田委員

わかりました。今、部長からお話がありましたので、スピーディーに検討していただくことを要望して、このテーマの質問を終わりたいと思います。

次に、小・中学校のエアコンの再質問に移ります。1点目、答弁では、昨年の11月から小・中学校4校で自動温度記録計で測定しているとありました。これはどこの学校で測定しているのか、また、職員室での温度測定は実施しないのかどうかを含めてお尋ねいたします。

尾崎委員長

下野教育総務課長。

下野教育総務課長

それでは、私のほうから再質問にお答え申し上げます。自動温度記録計による温度の測定についてでありますが、夏にヒアリングを実施し、特に暑いという回答のありました東部小学校、大曲小学校、西部中学校、大曲中学校にて、各学校の校舎の中心的な位置にあります普通教室の1室にて1時間ごとに当該教室の温度を測定しているところであります。職員室については測定を行っていないものであります。以上であります。

尾崎委員長

藤田委員。

藤田委員

わかりました。次に、夏の学校の暑さ対策として、教育長の答弁では、水筒の持参や授業中の給水を行っているとありましたが、実態はどうなっているのか。いわゆるグラウンド等で行う体育など屋外授業のときにこういう給水をするのか、また、教室でも認めているのか、実態はどうなのか、詳しくご説明をお願いします。

尾崎委員長

下野教育総務課長。

下野教育総務課長

それでは、お答え申し上げます。学校におきましては、原則休み時間に給水するよう指導が行われておりますが、当日の気温や児童・生徒の体調を考慮し、夏場のグラウンドや教室での授業中の給水や水筒の持参を認めるなど、柔軟に対応している学校があるところであります。水筒の持参を認める学校につきましては、平成27年度以降増加し、今年度新たに6校で始まり、現在、6小学校4中学校において水筒の持参が認められております。

また、水筒の中身ですが、一部ではお茶やスポーツ飲料の持参を認めている学校もありますが、多くは水に限り持参を認めているところであります。以上であります。

尾崎委員長

藤田委員。

藤田委員

次に、小・中学校の非構造部材の耐震化でありますが、平成 34 年度をめどにと答弁がありましたが、未実施の学校は現在どこなのか、お聞きいたします。

尾崎委員長

下野教育総務課長。

下野教育総務課長

非構造部材の耐震化工事が完了していない学校につきましては、東部小学校、西部小学校、西の里小学校、双葉小学校、緑ヶ丘小学校、広葉中学校の 5 小学校、1 中学校となっており、つり天井、照明及びバスケットポールのゴールの耐震化が必要な学校は、西部小学校と西の里小学校、バスケットボールのゴールの耐震化が必要な学校は、東部小学校、双葉小学校、緑ヶ丘小学校、広葉中学校となっております。以上であります。

尾崎委員長

藤田委員。

藤田委員

最後の再質問をいたします。次期総合計画への反映を含めて議論するとの教育長の答弁でありました。ことしの 10 月で 1 年間の自動温度記録計の測定がちょうど終わるということでありますから、そのことからいけば、この結果を検証し、速やかに次期総合計画に盛り込むべきではないかと私は思いますが、最後に見解をお聞きして終わります。

尾崎委員長

千葉教育部長。

千葉教育部長

再質問にお答え申し上げます。教育長の答弁の繰り返しとなる部分も一部ございますが、自動温度記録の測定結果を検証するとともに、道内、管内の動向も注視しながら、エアコンの設置費用も多額となりますので、学校施設長寿命化計画策定時に慎重に議論してまい

ります。また、次期長期総合計画につきましては、長寿命化計画の議論の内容を踏まえた中で検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

尾崎委員長

以上で公明党、藤田豊委員の総括質疑を終了いたします。

続きまして市民ネットワーク北海道、田辺優子委員。

田辺委員

市民ネットワーク北海道の田辺でございます。それでは、2 点について市長の見解をお伺いしたいと思いますので、よろしくお願いします。

冬期間の安全で快適な生活環境の向上を目的とした市道排雪支援事業は、市民、行政、事業者が協力し合いながら毎年実施されています。現在、1 キロメートルにつき自治会の負担は 26 万円となっていますが、昨年末、市長から各自治会長宛てに、3 年後の 2022 年からは 1 キロメートルにつき 30 万円に値上げをする旨の通知が届きました。私の所属する自治会では、3 年後には排雪費用が約 12 万円ほど増え、これは収入の 41%を占めることになると積算され、会費収入が先細る中、負担増に大きな不安を抱いています。説明では、2014 年度の事業費の見直し、消費税アップの際に、自治会の負担を考え、激変緩和措置として負担額を据え置いたけれども、消費税が 10%に上がることを鑑み、緩和措置を廃止し、自治会に負担増をお願いするということです。これまでの支援は特例的で、本来の補助金等交付要綱に基づく補助率に戻すだけであるという説明でありました。そこでお伺いします。激変緩和措置を廃止する通知を受け、自治会からはどのような反応があったのか、お伺いします。

次に、2014 年に各自治会に対し実施した排雪補助事業に関するアンケートによりますと、排雪費用の自治会負担について、負担に思っている、現状維持を望むという自治会は 40 団体、82%で、費用が増額になっても対応できると回答した自治会は、わずか 7 団体、14%となっています。この結果について、どのような見解をお持ちか、お伺いします。

次に、北広島市の高齢化率は 30%を超え、年金生活者が増え続けています。支援が削減される 3 年後にはさらに高齢化が進み、町内会費についても負担となり、脱会につながることも危惧されます。各自治会では、排雪費用のほかにも、街路灯の更新費用や修繕費、電気料金、各種負担金など、支払わなければならない経費があり、財政は厳しい状況にあります。これ以上、自治会の財政を圧迫せず、本来のコミュニティーの醸成に力を注ぐことができるよう、このたびの補助基準額の改定は見送るべきと考えますが、見解をお伺いします。

次に、もう 2 項目めです。緑を守る取り組みについてお伺いします。北広島市の好きなところを聞かれたとき、多くの人が緑に囲まれた自然の豊かさを挙げるのではないでしょうか。航空写真などで見ても、特別天然記念物の野幌原始林を囲む大きな国有林を中心に

市街地が広がっていることがわかります。森林保全活用事業では、北広島団地周辺緑地の樹木管理及び市有林の巡視を行うとありますが、昨年9月の台風21号により、街路樹を初め市有林などにも多くの被害がありました。被害の状況及び倒木の処理はどのようにされているのか、お伺いします。

次に、緑豊かな環境を好んで北広島に住居を構えた市民にとっては、失われた街路樹や倒木により立ち入ることのできなくなっているレクの森周辺など、残念な思いでいるのではないでしょうか。今後の補植や植林など、緑の再生に向け、計画的に取り組むべきと考え方ますが、見解をお伺いします。

尾崎委員長

上野市長。

上野市長

田辺委員のご質問にお答えを申し上げます。まず初めに市道排雪支援事業についてでありますが、通知を受けた自治会からの反応につきましては、現在までに実施年度の確認などの問い合わせが3件あったところであります。

次に、自治会負担額の激変緩和措置についてでありますが、平成26年度の消費税率の改定や平成27年度の補助基準額の改定による負担増加を抑えるため、自治会へのアンケート調査結果も踏まえ、平成32年度まで特例的に実施をしているものであります。平成33年度からは、市の補助金等交付基準に基づき、本来の2分の1の負担とすることとしているところであります。

続きまして、緑を守る取り組みについてでありますが、台風21号による倒木被害と、その処理の状況につきましては、街路樹や公園樹木などにおいて約1,700本を超える倒木があったことを確認し、危険なものや支障を来しているものについては除去をしたところであります。次に、今後の取り組みについてでありますが、本市におきましては、街路樹の補植を引き続き行いますとともに、市有林につきましては、北海道と連携をする中で状況把握に努め、今後の対応等について検討してまいりたいと考えております。なお、レクリエーションの森周辺の国有林につきましては、国において来年度倒木処理を実施する予定であると伺っているところであります。以上であります。

尾崎委員長

田辺委員。

田辺委員

それでは、何点か再質問させていただきます。初めに、市長と市の幹部職員が直接対話ができる市政懇談会が毎年各地区で地区ごとに開催されていると思いますけれども、これ

まで除排雪支援事業についてどのような意見が出されているのか、お伺いします。

尾崎委員長

人見土木事務所長。

人見土木事務所長

田辺委員のご質問にお答えいたします。市政懇談会におきましては、市道排雪支援事業における補助基準額の助成につきまして延長してほしいというご意見もいただいておりますが、値上げの時期が決まったときには事前に通知していただきたいと、そういったご意見もいただいております。以上でございます。

尾崎委員長

田辺委員。

田辺委員

そういう意見もあったということですけれども、ご答弁によりますと、この激変緩和措置を3年後にはやめるという通知があった後には、特に異議を唱える問い合わせがなかったという認識で私は受けとめたのですが、私が聞いているところでは、少なくても1件、自治会の役員から、市政懇談会においてそういう負担の軽減を申し出たことに対して、市側は検討します、善処しますというお答えがあったとのことですが、その数カ月後に負担増の通知が来たことに対して、いかがなものかという抗議をしたということをお聞きしましたが、ご答弁によりますと、自治会からは全く異議がなかったというような印象を受けるんですけれども、これはどういうことか、お伺いします。

そして、それに対して、市のほうの担当者からは、市としては財政が厳しいので、こういうことになったという説明があったということなんですけれども、私の認識としては、市の財政は現在は健全という認識だったんですけれども、これは、数年後には財政が逼迫するというようなことで、こういう見解であったのかどうか、その辺についてお伺いします。

尾崎委員長

人見土木事務所長。

人見土木事務所長

田辺委員の再質問にお答えいたします。3件のお問い合わせがございまして、そのうち1件につきましては、私どもの職員が直接その方のところまでお伺いをして、通知させていただきました文書について、詳細に説明をさせていただき、ご理解をいただいたというこ

とで報告を受けております。以上であります。

尾崎委員長

田辺委員。

田辺委員

そういう意見があったということに対して、私が今お伺いしたのは、説明として、財政的に厳しいからだというお答えだったということなんですけれども、そういう認識でよろしいでしょうか。

尾崎委員長

人見土木事務所長。

人見土木事務所長

財政的に厳しいという表現は、現地のほうでは使ったということを聞いております。ただ、赤字という表現ではなく、市の財政的にはやっぱり厳しいというところは実際あるところですから、それを申し上げたということで伺っております。以上です。

尾崎委員長

田辺委員。

田辺委員

そしてご答弁の中では、アンケート調査の結果を踏まえて、こういうふうに踏み切ったということなんですけれども、アンケートでは、負担増に対応できるのは14%という少ない数だったと思うんですよね。これというのは、市としては、全ての自治会が負担するということに賛同して対応してくれたという判断で、こういうことに至ったのかどうかをお伺いします。

尾崎委員長

人見土木事務所長。

人見土木事務所長

ご質問にお答えします。平成26年度に行いましたアンケート調査につきましては、増額に対応できる自治体、できますというところは14%しかございませんでした。しかしながら、その前段の質問の中で、増額については納得できますというところが65%の団体でございまして、その値上げ分については、市と自治会と2分の1ずつを負担するということ

につきましては、それに賛成するという自治会が 45%、賛成できないというところが 37%ということで、賛成していただける自治会が 45%と上回っておりましたが、実際 82%の団体は負担になっているということだったので、平成 32 年度まで激変緩和措置を継続して、33 年度からは通常の 2 分の 1 にするということで、今回通知をさせていただきました。以上です。

尾崎委員長

田辺委員。

田辺委員

今、前もって通知をしたというお答えなんですけれども、ただ、3 年後は、高齢化率はもっと進んで、自治会の財政というのは多分もっと厳しい状況になり、よくなっているということは、今の段階で余り考えられないんです。除排雪の事業は本当に市民の安全な生活に欠かせないものであります。除雪だけで排雪がないと、やっぱり道路幅がどんどん狭くなりますし、緊急車両の通行にも支障を来します。そして、高齢化が進む中で、私もかかわっているんですけれども、介護サービスの事業者にしても、訪問介護の駐車ができなかったりとか、デイサービスの送迎に支障を来しますとか、いろいろ弊害が出てくるのではないかと思います。市民の中には、自前で、自分の自助努力で高額な金額を払って、民間の排雪事業を依頼している方も増えていると思われます。ただ、一方で、金銭的な余裕がなくて、できない方もやっぱりたくさん存在するわけです。これから高齢化が進むにつれて、特に高齢の女性の貧困率というのは 50%を超えているという報告もあります。そして、ことし 10 月からは消費税の増税も予定されているということで、これもやっぱり市民の生活の質を脅かすことにつながると思います。これはもちろん自治会費についても同じことで、現在、自治会によって違いますけれども、月々500 円から、もっと 700 円というところもあるかと思うんですけれども、やっぱりこれ以上の負担増というのは、とても厳しいものではないかと思います。自治会のアンケートの結果では、値上げというか、激変緩和について理解するという意見が多かったということですけれども、多分それは全員の自治会の意見を把握したものではきっとないのではないかと思うんですよね。やっぱり大変に思っている、負担に思っているという市民がたくさん中にはいらっしゃると思いますので、ここの市民の命を守る、安全を守るという除排雪事業については、市側の負担が多くなってもいたし方ないことではないかと思うんです。これも役割ではないかと考えるんですけれども、再度見解を伺います。

尾崎委員長

駒形建設部長。

駒形建設部長

田辺委員の質問にお答え申し上げます。自治会においてはさまざまな事情があるという状況であることについては認識しているところであります。ただ、市道排雪支援事業につきましては、市民の皆様から要望の多い生活道路の冬期間における幅員を確保することにより、人や車両の円滑な交通と生活環境の向上を図ることを目的に、自治会、事業者、市の3者が協力いたしまして実施する事業として平成9年度より取り組んでいる事業でございます。委員がご指摘の激変緩和措置につきましては、先ほど市長のご答弁にもありましたように、平成26年度の消費税率の改定や平成27年度の排雪の補助基準額の改定による自治会や町内会などの皆さんの負担増加を一定期間特例的に抑えさせていただきまして、その間において、自治会・町内会さんの中において財政的な措置も含めて備えていただくということとしたものでありまして、また来年度、平成31年度には消費税率の改定が予定されている、それらの社会経済情勢を総合的に勘案させていただきまして、激変緩和期間を今回、平成32年度まで延長させていただきまして、平成33年度より、北広島市補助金等交付基準に基づく従来からの自治会・町内会などの地域と市がそれぞれ2分の1の負担とすることに戻させていただくとしたものであります。以上であります。

尾崎委員長

田辺委員。

田辺委員

ご説明の内容はわかるんですけれども、現実問題として非常に厳しい自治会が多いということもぜひ理解していただきたいですし、市民のいろいろな意見というのも、ぜひ丁寧に聞き取っていただきたいと思います。今、自治会の運営についてのお話をしましたけれども、北広島市においても、町内会については加入率が低下する、役員の高齢化等により年々運営が困難になっているというお話を聞きます。先日、札幌市の外部評価委員会からの答申というのが新聞等にも載っていました。その中で、町内会の加入は任意ではあるけれども、地域を支える重要な役割を持った組織であり、その存続は少なからず行政運営に影響を与えるということで、町内会の維持を重要な課題として捉え、新しい視点でこれまで以上に力を入れる必要があるとして、行政側が地域コミュニティー再生の核と位置づける町内活動に対し、多くの指摘が盛り込まれていました。行政として、これからの町内会の活動に対して、どのような期待を持たれているのか、お伺いします。

尾崎委員長

高橋市民環境部長。

高橋市民環境部長

それでは、私のほうからお答えをさせていただきます。自治会・町内会につきましては、地域と行政をつなぐパートナーとして、地域のさまざまな課題を地域住民みずからが解決に向けて、地域における住民相互のつながりと助け合いを大切にして、快適なまちづくりを目指して自主的に活動している団体でありまして、地域を支える重要な役割を持った組織であると認識しているところでございます。また、市といたしましては、この活動を支援することによりまして、地域コミュニティの醸成につながるものと考えております。以上でございます。

尾崎委員長

田辺委員。

田辺委員

今のご答弁で、町内会の自主的な活動を期待するということなんですけれども、代表質問のときにもちょっとお話ししましたとおり、役員のなり手不足ですよね。あと財政面が厳しいなど、多くの自治会がたくさんの課題を抱えているのではないかと考えます。防災ですとか福祉の視点からも加入する方がこれ以上減少するということは、やっぱり避けなければいけないと思うんですけれども、自治会を存続するため、持続可能なものにするためには、市としてどういう支援が必要かということをお伺いします。

尾崎委員長

高橋市民環境部長。

高橋市民環境部長

それでは、お答え申し上げます。自治会・町内会の存続に向けた支援のあり方についてでございますけれども、自治会・町内会が持続可能な運営に向けまして、これまでと同様に、自治会交付金を初めとする活動に対する経済的な支援と、それから課題として言われております役員の担い手不足や加入促進に向けた取り組み事例の紹介など、自治会・町内会のそれぞれの状況に応じました相談、活動の参考となるガイドブックの発行など、側面的な支援を引き続き行ってまいりたいと考えております。

それから、各自治会・町内会におきましては、会員数の違いですとか年齢構成の違いなど、状況はさまざまでありますので、それぞれの状況に応じまして、解決に向けまして一つ一つ丁寧にアドバイス等に努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

尾崎委員長

田辺委員。

田辺委員

災害時はもちろんですけれども、平素からのさりげない見守り活動など、町内会の役割は重要なことはもちろん十分認識されていることと思いますが、今後のまちづくりの実質的な活動パートナーということで、これからは若い世代も参加できるコミュニティをつくる、参加できるような仕組みもぜひ考えていっていただきたい。今お話にあったように、自治会によって、それぞれ本当に規模ですとかいろいろ違うと思いますので、そうした抱える課題を、タイムリーに受けとめて、側面的支援とおっしゃっていますけれども、課題解決に向けたサポートを、やっていっていただきたいのと同時に、除排雪費を初め、自治会の負担がこれ以上増えないような経済的支援も強化することをぜひ考えていっていただきたいと思います。こちらは、いろいろお答えがありましたので、引き続き、経済的な支援というところもぜひ強化していただきたいと思います。

それでは、2 つ目の緑を守る取り組みについて再質問していきます。ご答弁では、市有林については、ひとまず倒木処理は終わったと受けとめましたけれども、処理した倒木はどのように活用されたのか、お伺いします。

尾崎委員長

新田都市整備課長。

新田都市整備課長

田辺委員の再質問にお答え申し上げます。除去した樹木につきましては、クリーンセンターに搬入しまして、その場でチップ化を図り、有効利用を図ったところでございます。以上でございます。

尾崎委員長

田辺委員。

田辺委員

ご答弁では国有林と市有林についての状況はわかりましたが、当市の森林のおよそ 7 割を占める民有林については、これはどのような状況であったのかということを、大まかで結構ですので、把握しているのか。それから、7 割を占めている民有林ということなので、こちらは個人の所有ということで、所有者の方の理解も必要なことと思いますけれども、この保全に向けて、こちらの課題についてはどのように考えているのか、それから、今後の保存に向けての取り組みなどをお伺いします。

尾崎委員長

砂金農政課長。

砂金農政課長

それでは、お答え申し上げます。現在、民有林の被害のことについては、災害対応する中で承知をしているところでございますけれども、全体の状況把握については至っていないところでございます。国では、平成 31 年度から新たに民有林の所有者と市町村、森林組合などの意欲と能力のある林業経営者が協力をいたしまして、適切な森林の管理を進める施策を行うこととしているところでございます。風倒木等の対応を含めまして、民有林の適切な管理につきましては、この新たな施策を進める中で、北海道などと連携・協力を得ながら、所有者の意向確認や林業経営に適した森林であるか、また、自然的条件に照らしまして林業経営に適さない森林であるか、そういったことを調査いたしまして、災害の二次被害の防止などにも配慮をいたしながら長期的な対応を図ってまいりたいと考えているところでございます。以上であります。

尾崎委員長

田辺委員。

田辺委員

わかりました。街路樹や緑地帯の樹木については、かなり被害をやっぱり台風によって受けて、雪解けに従って、ここも植樹ますに、ここもなくなっているとかというような状況が目立つようになってきたんですけれども、街路樹の補植については、以前質問したときには、なかなか予算が限られていて間に合わないというご答弁だったと思うんですけれども、それぞれ北広島にはいろんな、広葉通ですとか緑陽通ですとか、いろんな通りがありますよね。そこには本当に特徴的な街路樹が植えられていて、すごくこれは北広島の大きな魅力の一つではないかと思います。今後も計画的に、なくなってしまったところの補植というのが本当に望まれますけれども、再生に向けてどのように取り組まれていくのか、お伺いします。

尾崎委員長

人見土木事務所長。

人見土木事務所長

田辺委員の再質問にお答えいたします。街路樹の補植につきましては、街路樹は、歩行者や自転車を自動車交通から隔離し、運転者の視線を誘導するといった交通安全や自動車交通による大気汚染の影響を緩和する環境負荷の低減、緑や紅葉といった四季を感じる景観の提供など、さまざまな効能を発揮するものであり、その必要性について認識していることから、今後も街路樹補植事業を継続して実施してまいりたいと考えております。以上です。

尾崎委員長

田辺委員。

田辺委員

以前のご答弁では、なかなか追いつかないというお答えをいただいていたんですけれども、例えば緑のまちづくり基金というのがありますよね。そういう基金を、この台風などで失われた緑の再生に活用することはできないのかどうか、お伺いします。

尾崎委員長

新田都市整備課長。

新田都市整備課長

再質問にお答え申し上げます。緑の基金の活用についてでございますが、現在、花いっぱいなど、そういったものに充当しております。その基金の使い方については、今後、検討していかなければならないと考えます。以上でございます。

尾崎委員長

田辺委員。

田辺委員

街路樹の再生に向けて、厳しい財政の中だと思いますけれども、北広島市の魅力の一つだと思いますので、計画的にぜひ再生していくことを進めていただきたいと思います。これまでも、森林ボランティア団体と協働で森を守る取り組みなどをしてきたと理解していますけれども、緑の基本計画の中にも、豊かな森を次世代に引き継ぐための方針がいろいろ盛り込まれています。

以前はカミネッコンと言われるバイオブロックを利用した植林を子ども参加で行われたこともあったかと思うんですけれども、今後、この緑を守るため、子どもたちも参加できるような植林の取り組みなどを市民とともにぜひ行っていくべきではないかと考えますが、こちらについての見解はいかがでしょうか。

尾崎委員長

新田都市整備課長。

新田都市整備課長

お答え申し上げます。植林をやるというところで、以前いろいろ、植樹祭ですとか植林活動をしてきたときもございます。今後につきましても、何ができるのか、植える場所の

関係ですとか、そういったものを検証しながら研究してまいりたいと考えております。以上でございます。

尾崎委員長

田辺委員。

田辺委員

次年度になるのかと思いますけれども、緑の基本計画も今後更新されていくことが予定されていると思います。ぜひその中に、緑の再生といいますか、植林についても、市民参加で行うなど、そういう方針もしっかりと盛り込んでいって、本当に野幌原始林のところからずっと千歳のほうにつながっていく緑の回廊といいましょうか、これは本当に鳥とか動物たちが渡っていくというか動いていく、移動していくというところでもとっても大事な森と伺っていますので、緑の基本計画についてもそこのところを大切に、市民の方のご意見をたくさんもらって、市民参加で植林作業などをやることも盛り込んでいっていただきたいんですが、最後に、そちらの見解について、計画のつくり方についてお伺いして終わります。

尾崎委員長

川村企画財政部長。

川村企画財政部長

お答え申し上げます。緑の基本計画、来年度から具体的な改定に入りますけれども、これまで田辺委員の質問にありましたように、本市の緑、森林の維持保全という観点と、いわゆる街路樹等の一般的にある緑の保全、あわせてどういった形で今後進めていったらよいかにつきましては、委員の皆様の意見も聞きながら丁寧に進めてまいりたいと考えております。以上です。

尾崎委員長

以上で市民ネットワーク北海道、田辺優子委員の総括質疑を終了いたします。

続きまして、日本共産党の総括質疑を行います。初めに山本博己委員。

山本委員

日本共産党の山本博己です。まず、連携中枢都市圏推進事業についてお伺いします。札幌市と連携中枢都市圏を推進するということで連携事業を今つくっているわけですけれども、この中で、交通問題を北広島市として提案したけれども、札幌市からはテーマとして取り入れないということであったと答弁されております。交通問題が連携事業から外れた

経緯、それから札幌市がどうしてこういう見解を持っているのか、それについてどう考えているのか、市長の認識を問いたいと思います。

2つ目は、市町村長が構成員とする首長会議を設置することになっていますが、市長としてこの首長会議でこの点について話題にしなかったのか、そもそもこの首長会議は連携中枢都市圏推進事業の中でどのような位置づけなのか、市長が会議で述べた意見が事業に反映する仕組みになっているのか、市長の見解を問いたいと思います。

3つ目は、連携中枢都市圏構想についてです。連携中枢都市圏構想は、連携中枢都市のリーダーシップを期待するとしております。つまり、札幌市のリーダーシップでやっていくということなんですが、この中枢都市への経済的、人口的な集積がより進行し、圏域では連携中枢都市への人、物、仕事の集積が促進され、連携した周辺の連携市町村の区域が空洞化して、中心市だけが活性化するのではないかと懸念する声が出ております。札幌市との連携都市圏でもこうした懸念はないのか、市長の見解を問いたいと思います。

次に、公共施設の相互利用、役割分担についてです。この連携中枢都市圏での事業の中に、公共施設の相互利用、役割分担が連携項目に入っておりますが、この連携、役割分担を理由にして、北広島市のサービスの低下、公共施設等の廃止などが招かれることになるのではないかということが懸念されます。そうなっては本末転倒だと思います。本市においてこのようなことがないと考えておりますが、市長の見解をお聞きしたいと思います。

尾崎委員長

上野市長。

上野市長

山本委員のご質問にお答えを申し上げます。連携中枢都市圏についてでありますが、公共交通につきましては、札幌市からは現在、北海道石狩振興局主催の石狩地域生活交通確保対策協議会において、市町村を結ぶ広域的なバス路線について、情報共有を行っていること、また、利便性の向上に向けた取り組みにつきましても、交通事業者が担うところが大きいこともあり、現時点では、新たな会議体の設置等を含め、連携事業として取り組むことは難しいものとのことであります。

公共交通につきましては、通勤通学や買い物、レクリエーションなど、市民の生活圏が一自治体にとどまらず、札幌市を初め近隣自治体に広がっている現状や、インバウンドを初めとする観光客の周遊を促すためにも重要な課題であると認識をしており、首長会議や実務者会議などの機会を通じて、情報共有をしてまいりたいと考えております。

次に、首長会議についてでありますが、札幌市で、連携中枢都市圏の取り組みを実効性のあるものとするため、平成 31 年度に、情報共有や取り組み内容に係る協議の場として、連携自治体の全ての首長が参画する札幌連携中枢都市圏関係首長会議を設置することとされております。

次に、連携中枢都市圏構想についてでありますが、札幌市への人口や都市機能のさらなる集中への懸念の声もあることから、各自治体の特徴や強みを生かした広域的な連携を図り、圏域全体の成長につながる取り組みとなるよう進めていくことが重要であると考えております。

次に、連携中枢都市圏との連携、役割分担についてでありますが、札幌市とは、これまでも、里塚斎場の広域利用や雪堆積場の設置、厚別区との近隣市交流など、さまざまな分野で連携、交流を行っているところであります。このたびの新たな圏域の形成により、首都圏でのイベントなど､本市単独では実施が難しい事業を圏域全体で実施できることなど、スケールメリットを生かした取り組みが可能となるほか、札幌市では実施をしている補助制度等の対象を広く圏域に拡大されることも圏域自治体にはプラスに働くと考えております。なお、連携事業として、公共施設の相互利用や配置に関する検討が位置づけられておりますが、札幌圏におきましても将来人口減少が見込まれており、持続可能な圏域を形成するため、相互に機能を補完する仕組み等について、市民サービスの視点も十分に考慮しながら議論がなされるものと考えております。以上であります。

尾崎委員長

山本委員。

山本委員

それでは、この点について再質問させていただきたいと思います。まず、公共交通については、今後、首長会議や実務者会議などで情報共有していくということなので、ぜひ具体的な課題を北広島市のほうから提案して、課題解決のための取り組みを行うように提案していただきたいと思います。

お聞きしたいのは、答弁の中で、首長会議については 31 年度に設置するということですが、首長会議はまだ開催されていないということになります。この前の説明では、札幌連携中枢都市圏のビジョンがこの後発表されると聞いております。普通、各首長の中での合意形成が図られ、こうしたビジョンが発表されるというのが通常ですけれども、首長会議が開かれずに札幌市がこうしたビジョンを発表していくということになり、首長会議での意見反映もなしにこうしたビジョンが策定されたというように考えられますが、その点についてはいかがなものでしょうか。

尾崎委員長

橋本企画課長。

橋本企画課長

山本委員の再質問にお答え申し上げます。連携中枢都市圏ビジョンにつきましては、国

が定める連携中枢都市圏構想推進要綱におきまして、連携中枢都市宣言を行った都市が外部有識者会議であるビジョン懇談会での検討、各連携市町村との協議等により策定されることとなっております。これまで札幌市とは、実務者会議等を通じて意見交換を行っており、その内容につきましても、庁内において共有を進めてきたところでございます。そうした議論形成を経て、札幌市において、現在ビジョンの検討、策定が進められているものと考えております。以上でございます。

尾崎委員長

山本委員。

山本委員

このビジョンの策定は外部有識者、札幌市が決めたもので、周辺市町村については、実務者会議のみで決めていくということで、非常に札幌市主導型のビジョンのつくり方になっていると思われます。札幌市の一極集中を懸念する声というのが本当にこれから運営していく上で心配になります。そういう意味で、圏域全体の成長を図るといっておりますが、本当に札幌市への一極集中にならないようにするために、本市としてどのようなことを行っていこうとしているのか、考えをお聞かせいただきたいと思います。

尾崎委員長

川村企画財政部長。

川村企画財政部長

お答え申し上げます。まず連携を進めるに当たりましては、今ご質問のありましたように、札幌市への集中というような懸念もございますから、各自治体の特徴や強みを生かした広域的な連携を図り、圏域全体の成長につながる取り組みとなるよう、まずは進めていくことが最重要だと考えております。本市では、観光振興や人材育成、災害対策、移住促進、起業など、幅広い分野での連携を予定しているところでありますが、この事業の進捗、取り組み内容につきましては、今後も実務者会議等において協議をしていくということになっておりますので、こうした機会をしっかり捉えながら、本市としての意見、考え方を述べていく必要があるものと考えております。以上でございます。

尾崎委員長

山本委員。

山本委員

そうならないようにしっかりと考えを定めていただきたいと思います。そもそも札幌圏、

北海道の人口の半数ぐらいが札幌圏、道央圏に集中しているわけです。非常に北海道のいびつな現状の中で、北海道の健全な発展を図るということで考えると、札幌圏だけを、成長戦略だということで、より一層道央圏を発展させていくという考え方が本当に北海道の発展のためになるのかどうかという点も一つ考えなければならないと思います。そういう意味では、札幌圏の都市機能の集積ですとか、札幌圏の経済成長ということではなく、専ら生活関連で連携を強め、スケールメリットですとか相互の連携によりサービスの向上が図られるという視点を中心に連携を強めていくべきではないかと考えますが、市の考えについてお聞かせ願いたいと思います。

尾崎委員長

川村企画財政部長。

川村企画財政部長

お答え申し上げます。まず今回の連携中枢都市圏、連携する取り組みにおきましては、要綱等において、経済成長の牽引、高次都市機能の集積強化、生活関連機能のサービス向上の３つの役割を果たすということがまずは必要とされております。経済分野に加えまして、このたびの連携におきましては、いわゆる生活機能の強化として、地域医療、土地利用、災害対策も予定しているところであります。ご質問のありました北海道全体へのいわゆる効果の部分につきましては、今回実務者会議においては北海道もオブザーバーとしてこの会議に入っておりまして、これまでの札幌圏における議論の過程等については北海道においても共有され、これらの考え方が北海道全体に広まっていくというようなことを当市としては理解しているところでございます。以上でございます。

尾崎委員長

山本委員。

山本委員

本当にそういうことが起きないように、道としても本当にそこら辺のところを考えていただきたいと思っております。この問題について最後になりますけれども、市長答弁では、公共施設の相互利用とか配置については市民サービスの視点も十分に考慮しながらと答弁されています。そういうことであれば、公共施設の相互利用に伴って安易な統廃合はしないと受けとめておりますが、それでよろしいでしょうか。

尾崎委員長

道塚副市長。

道塚副市長

山本委員の再質問にお答えを申し上げます。札幌市との連携協約には連携事業として公共施設の相互利用や配置に関する検討が位置づけられております。札幌圏におきましても将来人口が減少していくことが見込まれており、持続可能な圏域を形成するため、相互に機能を補完する仕組み等について検討していくことが大切であります。市長答弁にもございましたように、検討に当たりましては、市民サービスの視点を十分に考慮しながら議論がなされる必要があるものと考えてございます。以上でございます。

尾崎委員長

山本委員。

山本委員

ぜひそういう形で進めていただきたいと思います。

次に、ボールパークの問題に移らせていただきたいと思います。ボールパークの問題については、2つの面から質問させていただきたいと思います。1つはボールパークの地域振興への貢献という面からです。ボールパークができることで、地域経済が活性化するのではないかと期待する市民も多いと思いますが、ボールパークを地域経済の振興に寄与するとするためには、市が積極的にそうした役割を果たしていく必要があると思います。

1つ目は、これまでのボールパーク関連の測量や設計等で地場企業への参入はどの程度実績があるのかについてお聞かせ願いたいと思います。

2つ目は、今後、市の事業に地場企業の採用を行うとともに、日ハム側に、企業側に対しても、積極的に地場企業の採用を働きかけていくべきだと考えますので、市長の見解をお伺いします。

3つ目は、球場の中にいろいろ飲食・物販などのいろいろな施設ができると聞いております。こうした施設に北広島や、さらには道内の事業者が参入できるように、ふたをあけてみたら本州企業やチェーン店ばかりだったということにならないように、北海道と連携して、企画段階からボールパーク側に働きかけを行っていく必要があると思いますけれども、市長の見解をお伺いしたいと思います。

もう1つは、環境保全の観点の側面からお聞きします。

一つ目は、アクセス道路の選定に当たっては、環境調査の実施を行い、環境審議会などでの意見を踏まえて決定するとしておりました。にもかかわらず環境調査はまだ終了しておりません。そういう段階で、道路法に基づく起点、終点を決めて、事実上道路を確定するやり方は、環境を重視していた市長の姿勢に反することになるのではないかと考えます。市長の見解をお伺いします。

2つ目は、3月5日に環境審議会が行われて、その中で、ボールパークに関する環境調査についても報告が行われました。この環境審議会は非公開で行われ、議事録も公開しない

と言われております。これは一体どういうことなのか、どのようなことが報告され、委員からどのような意見が出たのか、明らかにすべきだと思います。また、提出資料や議事録の公開を行うべきと考えますが、市長の見解をお伺いします。

3つ目は、ボールパークのスタジアム建設は地上70メートル、地下20メートルとのことです。バードストライクや地下水の枯渇なども懸念されます。騒音や光、渋滞などの生活環境も含めた環境影響調査を設計の前に行うようボールパーク側に要請すべきと考えますが、市長の見解をお伺いします。また、事前の環境影響調査を行うための実施要綱を市として定めるべきだと考えますが、市長の見解をお伺いします。

尾崎委員長

上野市長。

上野市長

ボールパークについてでありますが、地域振興への貢献につきましては、今まで実施をした現況測量や地質調査など16件の業務委託において、市内に営業所を有している企業が受注をしたものにつきましては7件となっております。次に、地元企業の参入についてでありますが、新球場及び周辺エリアにつきましては、現在約200社以上の企業から提案が寄せられているところであります。地元企業もこの中に入っているところであります。今後につきましても、地元企業がボールパーク構想にかかわることは本市においても大変望ましい状況と考えておりますことから、地域経済の活性化に向け、連携した取り組みについて検討をしてまいりたいと考えております。

次に、環境保全についてでありますが、アクセス道路のルートの選定につきましては、周辺の自然環境に配慮し、現時点までの環境調査の結果において、支障のないルートを選定し、環境審議会や緑のまちづくり審議会に加え、自然保護団体との意見交換などを行い、市道路線の変更を提案をしているところであります。次に、環境審議会においてでありますが、原則公開としておりますが、審議内容により公開することが適当でないと認められる場合には、審議会において、情報公開条例に基づき公開の可否を決定することとしております。3月5日に開催されました環境審議会では、審議案件のうち、ボールパーク構想に係る環境調査についての報告において、調査区域内に希少な動植物が確認をされ、その位置情報等の報告があり、植物の盗掘のおそれや鳥類の営巣への影響等が懸念されますことから、審議会において、当該報告案件のみを非公開と決定をしたところであります。次に、環境影響評価調査についてでありますが、国の環境影響評価法と北海道環境影響評価条例の対象となる事業におきましては、評価書などを作成していく手続の中で市からの意見を述べる機会において、開発事業者に対して環境保全の観点から適切な意見を述べること、また、対象とならない開発事業につきましても、環境基本条例第12条の環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業に該当する場合には、環境保全の観点から必要な指導や助

言を事業者に行うこととしております。スタジアムの建設が環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業に該当するかどうかにつきましては、今後、事業が進められていく中で判断をしてまいりたいと考えております。以上であります。

尾崎委員長

山本委員。

山本委員

まず、経済振興について聞きたいと思います。委託事業のうち市内営業所7件ということでしたけれども､市内に本社がある企業についてはどの程度受注しているのでしょうか。また、飲食販売エリア内に北海道や北広島のエリアをつくることを知事などと連携し、提案していくべきではないかと考えますが、この点についてのお答えがありませんでしたので、再度お聞きしたいと思います。

尾崎委員長

中垣ボールパーク施設課長。

中垣ボールパーク施設課長

山本委員の再質問にお答え申し上げます。土木設計及び地質調査につきましては、競争入札等参加資格者名簿におきまして、市内に本社を有する企業は登録されていないところでございます。ボールパークに係る今年度発注の業務につきましては、それ以外の種別の業務においても、北広島市内に本社を有する企業の受注はございません。以上であります。

尾崎委員長

柴ボールパーク推進課長。

柴ボールパーク推進課長

山本委員のご質問にお答え申し上げます。物販・飲食など新球場周辺エリアにおける北海道との連携についてでございますが、昨年11月5日に、北海道、北広島市、北海道日本ハムファイターズ、北海道ボールパークの4者において締結いたしましたボールパーク推進に関する協定において、基盤整備や地域活性化策で4者が相互に連携・協力しながら事業に取り組むこととしており、また、本協定では道産食材の活用につきましても明記されておりますことから、今後につきましても、本協定に基づき、北海道を含め、連携した取り組みについて検討を進めてまいりたいと考えております。以上であります。

尾崎委員長

山本委員。

山本委員

ぜひ、その点については、今後注視していきたいと思います。

次に、環境の問題についてお聞きしたいと思います。環境審議会や自然保護団体から意見を聞きましたということですが、それは、まだ環境調査が決まっていない、現時点のまでの意見ですよね。私が言いたいのは、そうではなく、環境調査の結果や環境審議会ですとか緑のまちづくり審議会での議論などを踏まえて、道路決定をすべきだと考えております。その点からの見解について再度お伺いしたいと思います。

尾崎委員長

川村企画財政部長。

川村企画財政部長

お答え申し上げます。ただいまのご質問に加えて、本定例会に提案をさせていただいております議案第 11 号の市道路線の廃止認定にかかわる、関連いたしますけれども、環境調査につきましては、現在もご指摘のとおり継続をしておりますが、現時点までの調査の結果を環境審議会及び緑のまちづくり審議会等に報告し、重要種に対する保全措置等を含めて報告し、意見をいただき、その対策の方向性等が整理されてきているところでございます。ボールパークの開業等に向けては、新年度において、これら実施予定の詳細測量等を行う上での路線の認定等が必要になりますことから、このたび提案をさせていただいたところでございます。以上でございます。

尾崎委員長

山本委員。

山本委員

調査結果がないままに環境審議会を行っていくのはちょっと問題だと思います。この環境審議会の非公開の問題についてですが、貴重種の盗掘などへの影響から非公開にするということは理解できます。では、動植物の位置情報など、影響のあるところのみ公開しない形であれば議事録の公開はできると思いますが、その点についてはいかがですか。

尾崎委員長

高橋市民環境部長。

高橋市民環境部長

山本委員のご質問にお答えを申し上げます。動植物の位置情報以外の情報開示についてでございますけれども、環境審議会におきましては、ボールパーク構想に係る環境調査についての報告のみ貴重な動植物に関する調査結果が主な内容となっておりますので、環境審議会に諮った上で、当該案件のみを非公開としたものでございます。ですので、それ以外の部分の議事録等につきましては公開する予定となってございます。以上でございます。

尾崎委員長

山本委員。

山本委員

確認ですが、位置情報の箇所のみを非公開とし、実際の自然環境の問題について議論している箇所は公開されるということで理解してよろしいでしょうか。

尾崎委員長

高橋市民環境部長。

高橋市民環境部長

お答え申し上げます。当日の環境審議会におきましては、3 件の審議案件がございましたけれども、今ご質問のありました案件の項目につきましては全て非公開という形で環境審議会の中において決定をしておりますので、そういう形になろうかと思います。

尾崎委員長

山本委員。

山本委員

これは非常に情報公開の点では問題があると思います。この点については、また別の機会に問題にしたいと思いますけれども、問題のあったところだけ非公開にすべきであって、全体を非公開にするというのは誤りだと思います。

次に、事業者に対する調査の問題について質問したいと思います。答弁では、環境に著しい影響を及ぼすと考えた時点で、今後、事業の進捗の中で判断するということなんですが、これは北広島市の環境基本条例の肝心なところが欠けていると思います。北広島市の環境基本条例の 12 条にどのように書いてあるかといいますと、「市は、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業を行おうとする者が、その事業の実施に当たり、あらかじめその事業に係る環境への影響について自ら適正に調査、予測及び評価を行い、その結果に基づき、その事業に係る良好な環境の保全について適正な配慮をすることができるよう、指

導、助言その他の必要な措置を講ずるものとする。」とあります。要約しますと、あらかじめその事業に係る影響について、事業者がみずから調査し、予測をし、環境に対する良好な保全を行うよう市が指導していくということになります。今、市長のほうから答弁さましたが、今後の事業の推移を見て、著しい影響があったら考えますということですので、条例とは逆になるものと考えます。今の時点で、事業者が環境に影響が出るかどうかを、きちんとみずから評価することが大事なことなのです。これが環境基本条例の趣旨だと考えます。そういう意味で、今後、事業が進められていく中で判断するというのは、条例の趣旨に反していると思います。今すぐに環境影響調査を行うよう事業者側に指導を行うべきではないかと考えますけれども、市の見解を求めます。

尾崎委員長

道塚副市長。

道塚副市長

山本委員の再質問にお答え申し上げます。環境基本条例第 12 条の規定についてでございますけれども、条例に基づく指導、助言その他の必要な措置を講ずることにつきましては、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業に該当する事業が対象となりますことから、市長答弁の繰り返しになりますが、今後、事業内容等を注視しながら判断してまいりたいと考えてございます。以上でございます。

尾崎委員長

山本委員。

山本委員

事業を注視するという判断が遅くならないようにきちんとやっていただきたいと思います。私としては今の答弁では納得できないということを申し上げたいと思います。

次に、時間外労働と職員の増加について質問したいと思います。予算委員会の中で時間外勤務の問題を取り上げましたけれども、前年度から 500 万円程度減額になっているので、時間外勤務については縮減されていると私も評価しておりますけれども、さらに今後、時間外手当の縮減をどう進めていくのか、本当に真剣に考えていく必要があると思います。時間外勤務手当については、1 億 5 千万円も手当として支出していることから、この縮減というのは本当に考えていかなければならないと思います。市長の見解をお伺いしたいと思いますが、そもそも職員の人数が非常に足りないと私は思っております。毎年減ってきているとはいいますけれども、現時点では 1 億 5 千万円もの手当が支給されていることから、この金額で 15 名程度正職員を増やすことができることになります、雇用創出になりますし、職員の時間外勤務の縮減にもなります。そういう意味で職員の増加を行っていくべ

きだと考えますけれども、市長の見解をお伺いしたいと思います。

次に、非常勤職員の正職員希望についてです。予算委員会の質疑では、市の職員のなり手が不足しており、辞退する方もいらっしゃるということで、職員の確保も大きな課題だと答弁されています。であれば、勤務成績や経験年数がある非常勤職員等の採用を積極的に考えていってはどうかと考えます。非常勤職員として市の業務にも精通していると思われます。非常勤職員の正職員への希望がどれぐらいあるのか、把握しているのかどうかをお伺いします。

4 つ目は、非常勤職員等の正職員任用についてです。非常勤職員などで勤務成績や経験年数がある職員で正職員を希望する職員に対しては選考試験等で積極的に正職員へ登用すべきと考えますけれども、市長の見解をお伺いしたいと思います。

尾崎委員長

上野市長。

上野市長

時間外勤務と職員数についてでありますが、時間外勤務の縮減につきましては、時間外勤務の縮減及び適正管理方針に掲げる重点的取り組み事項の徹底などにより、平成 28 年度は前年度比で約 8%、平成 29 年度は前年度比で約 11%の縮減となっており、取り組みの効果があらわれているところであります。長時間労働の是正に向けましては、昨年 7 月に働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律が公布され、民間企業におきましては、中小企業を除き、本年 4 月から時間外勤務の上限規制が導入されることとなったところであります。また、国家公務員におきましても、本年 4 月からの実施に向け人事院規則の改正が行われたところであります。これらのことから、本市におきましても同様の措置を講ずるよう関係規則の改正を予定しており、時間外勤務の縮減に向けた取り組みを引き続き推進をしてまいりたいと考えております。

次に、職員配置についてでありますが、少数精鋭による効率的な行政運営を目指し、事務の効率化や組織体制の見直しなどにより適正な配置に努めているところであります。職員数につきましては、平成 31 年度は、ボールパーク構想の推進及び北海道胆振東部地震からの復興体制の強化を図るため 13 名増員し、482 名としたところであります。次に、非常勤職員等の正職員への任用についてでありますが、正職員の採用につきましては、平等性などの観点から、公募による競争試験を実施し、その結果に基づき行っているところであります。また、このことから正職員への希望把握につきましては行っていないところであります。以上であります。

尾崎委員長

山本委員。

山本委員

時間外手当縮減についてはぜひ進めていただきたいと思いますし、職員の増加についても、ボールパーク関連と災害について増えているということですが、これは業務が増えている中での職員増加となります。そういう意味では、時間外の縮減に向けた取り組みと同様に職員の増加を進めていくべきだと思います。非常勤職員については、今度、会計年度職員の事業が法的に整備されるので、この点については改めて別の機会に問題にしたいと考えます。

次に、国民健康保険事業特別会計についてお伺いいたします。国民健康保険制度は市民の４人に１人が加盟し、国民皆保険の医療制度の重要な柱になっております。この予算委員会の中の答弁で、北広島市の国保の加入者は所得 100 万円以下の人が構成員の６割を占めており、非常に所得の低い人が国民健康保険の構成員になっていることが明らかになりました。このような現状を踏まえますと、国保の都道府県化が今年度から実施され、昨年も今年も、さらに今後も国保税を上げ続けていくということになれば、市民負担を増加させ、低所得者に負担を強いることになると思います。このことについて市長の認識を求めたいと思います。

次に、公費の投入についてですけれども、市長は、国民健康保険制度の構造的な問題解消に国が財源措置すべきと答弁しておりますが、国が財源措置するまでは市民負担が増えても仕方がないと考えられているのでしょうか。市独自で財源措置をし、市民負担増をしない取り組みを行うべきであると考えますけれども、見解を求めたいと思います。

次に、均等割の制度についてです。国民健康保険税が高くなる要因の一つに、世帯の人数を算定基礎とする均等割があります。これは他の健康保険制度にはない国民健康保険制度独自の制度でありますが、世帯の人数が保険料に影響することになります。各世帯に定額でかかる平等割と同様、均等割は非常に負担を強いるものになっております。特に子どもに係る均等割については子育て世代に負担を強いるもので、少子化対策に逆行するものと考えておりますが、市長の見解を求めたいと思います。

４つ目は、この子どもの均等割の減免措置についてです。本定例会において、共産党の板垣議員の代表質問に対し、市長は子どもの均等割の減免措置について検討すると答弁されました。国保の均等割減免と子どもの医療費の助成を両方実施している自治体も増えてきております。代表質問で市長が板垣議員に反問しました、実際どうなっているのかということについて、その後調べました結果、例示で挙げた全ての自治体については、国保の均等割の減免と子どもの医療費の助成を両方実施しているということになっておりました。本市としましても、子ども医療費助成に加え、国保の均等割減免を行えば、子育て支援に手厚い自治体として道内のトップクラスになり、定住人口の増加に大きく寄与できると考えます。早急に子どもの均等割の減免措置を実施すべきだであると考えますので、市長の見解を問いたいと思います。

尾崎委員長

上野市長。

上野市長

国民健康保険事業特別会計についてでありますが、国民健康保険制度は、被用者保険や後期高齢者医療保険などに加入されていない全ての方を対象とした公的医療保険であり、国民皆保険制度を支えるものであります。国保の財政におきましては、医療給付費に対しまして前期高齢者が多いことによる負担の不均衡を調整する前期高齢者交付金が約3割交付され、残りを公費と保険税で2分の1ずつ負担することとされております。本市においては、平成29年度までは前期高齢者の加入比率が高く、前期高齢者交付金等が多く交付されていたことで、近隣市よりも保険税率を低く抑えることができたところであります。しかしながら、小規模市町村の国保財政は、税収や医療費の変動等により不安定になりやすいといった構造的な問題から、累積赤字を抱えるなど財政基盤の強化が求められており、国保制度を将来にわたり安定的で持続可能なものとするため、新たな国保制度として、都道府県単位での財政運営とされたところであります。全道単位で負担を分かち合う仕組みとなったものと捉えているところであります。平成30年度からの新たな国保制度におきましては、北海道において、加入者負担の公平化、保険税の平準化を進めておりますことから、本市におきましては、標準保険税率を基準に低所得者に配慮した保険税率としたところであります。

次に、公費負担についてでありますが、国においては、低所得者世帯の負担軽減として、国民健康保険法施行令に基づく軽減措置について毎年度判定基準の所得が引き上げられるなど制度の拡充が図られております。また、平成31年度の国保事業費納付金算定においては、医療費の自然増に伴う加入者負担を抑えるため、特例基金を活用し、北海道全体の国保加入者の負担軽減を図ったほか、本市におきましては、保険事業費や医療助成事業に伴う交付金の減額分等を一般会計からの負担としたところであります。

次に、国保税の均等割についてでありますが、国保税の算定において、低所得者層が多い中で、加入者の受益に応じて等しく負担をする仕組みが必要であり、応益割として、世帯による定額負担の平等割と、加入者数に応じた均等割が、受益者負担として重要なものとなっており、年齢にかかわらず、世帯の加入人数により保険税が算定されているものとなっております。

次に、子どもの均等割の減免についてでありますが、現在、国の施策で実施されております低所得者に対する軽減制度と同様、全国一律に実施すべきものと考えております。全国市長会におきまして、子育て世帯の負担軽減を図るため、子どもに係る均等割を軽減する支援制度の創設、さらには少子化対策の推進として、子どもの医療にかかわる全国一律の制度の創設を国に要望しているところであります。また、本市の子ども医療費助成制度は、まち・ひと・しごと創生総合戦略に位置づけ、平成30年4月から助成対象を中学生ま

でに拡大をしたところであります。今後につきましても、子育て環境の充実に取り組んでまいりますとともに、均等割につきましても検討をしてまいりたいと考えております。以上であります。

尾崎委員長

山本委員。

山本委員

まず、現在、所得100万円以下の方が6割になっている問題と、それから、国民健康保険の加入者にはこうした低所得者が非常に多い中で、さらに上げていくことは負担増になるのではないかという現状に対する認識についてお伺いしたわけですけれども、それについての答弁がなかったので再度お伺いしたいと思います。低所得の構成員が非常に多くなっている現状と今回の増加が市民負担の増加になってしまっても構わないという認識なのかどうかについて再度お伺いしたいと思います。

尾崎委員長

渡辺保険年金課長。

渡辺保険年金課長

私からは、現状についてお答えさせていただきたいと思います。本市の国保加入者の状況についてでありますが、平成27年度から所得100万円以下の世帯が国保加入者全体の6割に達しており、これは全国平均よりも若干高く、要因といたしましては、雇用の延長や短時間労働者の社会保険適用などによる現役世代の減少と年金所得者の増加等による影響と捉えており、この状況は団塊の世代が後期高齢者医療保険へ移行するまで続くものと考えております。このように、国保制度の構造的問題として低所得者が多いことから、国において、他の公的医療保険にはない低所得者世帯の負担軽減として、所得に応じ均等割と平等割を7割、5割、2割軽減する減額措置が導入されているものであり、所得100万以下で7割、5割の軽減に該当する世帯では、協会けんぽと比較いたしますと、自己負担額は国保のほうが低くなるものと捉えております。以上であります。

尾崎委員長

山本委員。

山本委員

日本共産党が全国的に国保の保険料率の上昇について試算したものを見てみますと、道内34市ある中で北広島市の上昇率というのは9番目となります。上昇率については非常に

高い。減額しているところもありますが、統一化することにより北広島市の国保の保険料の増加率が非常に高くなっているということをきちんと見ていただきたいと思います。また、先ほど答弁で、国保の保険料は低所得者数が多くとも、応益に応じて人数で取られ、これは国保の制度であるとのことですが、非常に誤った論理という、医療費を確保するために人数で保険料をとっていくという考え方で、非常にこれは低所得者層に負担を強いるものだと考えております。市長は今、子育て支援の中で検討させていただくとの答弁をされましたけれども、ぜひ早急に子どもの均等割減免と子ども医療費をさらに拡大するということも含め、実施していただきたいと思います。この点について再度見解を求めたいと思います。

尾崎委員長

上野市長。

上野市長

国民健康保険は、先ほど申し上げましたように、医療費が幾らかかるか、それは国が負担して残りを皆さんが払うというやはり今までのやり方が公平ではないかと私は思います。現在中学生以下で600人おりますけれども、仮に子どもを免除にして、どこで負担するかということです。子どものいない加入者の方々に増加させるのかという議論が出るのではないかと思っております。私は、人口減少になっておりますので、子どもをいかに増やすかという子育て関係は、やはり国の施策だと思っておりますので、医療費等につきましては全部国が負担すべきであると、全国市長会を通じて、国のほうに申し上げているところであります。今後検討するのは、市が負担するのか、保険者の中で負担を分かち合うのか、いろいろ検討はしなくてはならないと思っておりますので、今後、そういう部分も参酌しながら十分検討してまいりたいと考えております。以上です。

尾崎委員長

山本委員。

山本委員

この子育て支援というのは､今までもいろいろな子育て支援の施策を実施してきました。これは今少子化の問題もありますし、社会全体で子育てを支援することによって、次代を担う子どもたちをきちんと社会で支援していこうという趣旨であります。子どものいない人に負担させるということからやらないのではなく、やはり社会全体できちんと子育てを支援していこうという考えでこれまでいろいろな施策をやってきたと思いますので、そういう考えでぜひ進めていただきたいということを申し述べて、私の総括質疑を終えたいと思います。

尾崎委員長

次に、板垣委員。

板垣委員

それでは、私のほうから、幼児教育・保育の無償化について質問をいたします。内閣府からの資料におきましても、3 歳から 5 歳までの子どもたちの幼稚園、保育所、認定こども園などの利用料が無償化され、消費税引き上げ時の 2019 年 10 月 1 日からの実施を目指すこととされているということが発表されております。けれども、この国の対応について、昨今の経済状況を見ますと、決してアベノミクスによって経済は好転している、上昇していないということがはっきりいたしました。経済は下降局面にあるというような中で、この消費税の増税が行われ、さらに大きなダメージを及ぼすのではないかということが言われておりますが、こうした中で、国が消費税増税をもし仮に断念した場合、この幼児教育・保育無償化について市はどのように対応していくのかについて、まずお伺いをいたします。

それから、幼稚園・保育園の保育料無償化の中身についてお伺いをいたしますが、まず、幼稚園や保育園での別途徴収の費用は、無償化の対象にならないということでありますが、どうするのでありましょうか、お伺いをいたします。

保育所の保育料の国負担の中身についてもお伺いをいたしますが、保育料は、国基準をもとにして国の負担分が算定されるのかどうか、お伺いをいたします。

無償化の影響についてお伺いをいたしますが、委員会審議では、3 歳から 5 歳児の 95%が幼稚園や保育園に通い、幼稚園の延長保育料も無償化になるので、保育需要が急増するといった影響が出ないという答弁をされておりました。このお考えに間違いはないのかどうか、お伺いをいたします。

それから、こうした幼児教育・保育無償化という国の制度の周知について、ホームページで取り上げられていないのはなぜか、委員会でも質問をいたしましたけれども、改めてお伺いをいたします。

尾崎委員長

上野市長。

上野市長

板垣委員のご質問にお答えを申し上げます。幼児教育・保育の無償化についてでありますが、消費税率の改定がなされなかった場合につきましては、現行どおりの対応になるものと考えております。現在、子ども・子育て支援法の改正につきましては、国会において審議がされておりますことから、引き続き注視をしてまいりたいと考えております。

次に、無償化の仕組みについてでありますが、実費徴収につきましては、施設や年齢によって、食費や教材費、入学検定料等が実費徴収となっているところでありますが、無償

化後につきましては、現在は保育料として保護者が負担をしております2号認定子どもの副食費についても、実費徴収の取り扱いとなるものと把握をしております。

次に、国庫負担分の基準額についてでありますが、子ども1人当たりに係る費用につきましては、これまでどおり公定価格により算出され、無償化により国及び地方の負担増となる分について、消費税により手当されるものと把握をしているところであります。

次に、無償化の影響についてでありますが、所得制限なく無償化の対応となる3歳から5歳につきましては、既に95.1%の子どもが幼稚園か保育所、認定こども園のいずれかに通園をしていることから、この年齢の需要が大きく増えることはないものと考えております。しかし、世帯の負担軽減により無償化の対象とならない弟、妹の入所意向が高まることはあるものと考えております。

次に、市民周知についてでありますが、3月13日付で市の子育てサイト内で無償化に関する内容を掲載したところであります。今後につきましても、適宜周知に努めてまいりたいと考えております。以上であります。

尾崎委員長

板垣委員。

板垣委員

私どもの指摘に対し、大変遅まきながらホームページに掲載したということだけは評価はしたいと思いますが、まず、消費税増税を国が断念した場合ということでありますけれども、これは、私どもは、この幼児教育・保育の無償化は、これは消費税によらず断行するべきものだというように常々主張してきたところであります。再三議会でも紹介してまいりましたけれども、全国市長会では、平成30年11月15日の決議で、この幼児教育・保育の無償化が必要な財源については、地方消費税の増税分を充てることなく、国の責任で全額を国費で確保することと述べております。消費税云々にかかわらず国の責任で行うべきだという主張を市長も堅持するべきだと思いますけれども、見解をお伺いします。

尾崎委員長

仲野子育て支援部長。

仲野子育て支援部長

板垣委員の再質問にお答え申し上げます。幼児教育・保育の無償化の財源につきましては、幼稚園、保育所、認可外保育所を含めて、国が2分の1、都道府県と市町村が4分の1ずつ負担することとなっております。初年度につきましては、国が全額負担すること、導入時の事務費も国が拠出することなどを全国市長会では、平成30年12月10日にこれを受け入れております。今後につきましては、PDCAサイクルを行うための地方と国の協議の場

を継続するということとされておりますので、今後も市長会を通じて、必要な措置等については要望してまいりたいと考えております。以上です。

尾崎委員長

板垣委員。

板垣委員

再三、市長会としては、この無償化に伴う地方自治体の負担増は避けるべきだということを主張していると思います。ぜひこの主張を続けていっていただきたいと思います。

次に、この無償化に伴う保育園保育料の国負担の中身についてお伺いをいたします。例えば市町村民税課税世帯で所得割額が 25 万円の世帯の 3 歳児の保育料、これを見てみますと、当市においては 3 万 5,300 円とありますが、国基準の保育料は 5 万 8 千円となっています。この国基準に基づいて、今度は国が 5 万 8 千円を支払うということになりますと、5 万 8 千円と 3 万 5,300 円との差があり、2 万 2,700 円ほどが差益として市の収入に入るということになるのでしょうか。市はそれをどのように活用する予定なのか、お伺いいたします。

尾崎委員長

高橋子ども家庭課長。

高橋子ども家庭課長

板垣委員の再質問にお答え申し上げます。委員のご指摘のとおり、現在、市が独自で負担軽減を行っている部分につきましても、無償化後は、国庫負担の対象となってまいります。この無償化により余剰が生じる予算の活用につきましては、国のほうからも、地域における子育て支援のさらなる充実や、次世代への負担軽減に活用することが求められておりますので、本市の子育て支援、次の世代のためにどのように活用していくのがよいのかを検討してまいりたいと考えております。

尾崎委員長

板垣委員。

板垣委員

ただいま答弁ありましたように、この差益についてはは当市が独自に使えるということですから、ぜひこれを、例えば保育士さんの処遇改善、それらに使っていただきたいわけです。市立の保育園でも臨時の保育士さんなどを雇っておりますけれども、それらの方々の給与を改善し、より多くの保育士さんが集まるようになり、市の保育が十分できる。入

所待機者を生まないようにできる。その財源が確保されるわけですから、有効に活用していただきたいと思いますけれども、見解をお伺いします。

尾崎委員長

仲野子育て支援部長。

仲野子育て支援部長

板垣委員の再質問にお答え申し上げます。私どもも、この保育士の確保については喫緊の課題だと認識してございます。それで、今現在も市内の幼稚園・保育園等法人などといろいろな意見を交換させていただいている最中でございます。いろいろな意見を聞きながら、有効な保育士確保対策ができるように、今後引き続き検討してまいりたいと考えております。以上です。

尾崎委員長

板垣委員。

板垣委員

無償化の影響についてお伺いいたしますが、95%は幼稚園や保育園に通っていて、無償化になったからといって、保育需要がそれほど増えるとは見ていないということですが、幼稚園から保育園に移るケースが結構出てくるのではないかと思います。例えば3歳の子どもがいて、幼稚園に預ける場合は、先ほど申し上げましたように3万5,300円の保育料を支払わなければならず、働く意味がなかったので幼稚園だったら1万4,700円の保育料だから、幼稚園に預け、まあまあやっていけるという状態だったけれども、今度、保育料が無料になるのだから、もう幼稚園をやめて保育園に預けるようにしたい。幼稚園で延長保育もできるんですけれども、幼稚園は始まりが遅い、保育園であれば7時半に預けて、19時半まで預けられるし、土日の保育も利用でき、フルタイムで働くことができる、昼の給食や午睡もでき、安心だといった形で、幼稚園から保育園に預けがえをするケースも出てくるのではないかと思います。ここで入所待機の問題が起こった場合、対応が大変困難になると思うのですが、こうしたことを想定していなのでしょうか。

尾崎委員長

高橋子ども家庭課長。

高橋子ども家庭課長

再質問にお答え申し上げます。無償化の影響についてでございますけれども、本年度実施をいたしました次の子ども・子育て支援プランの策定に係るニーズ調査につきまして、

先日、結果速報が出たところでございます。この中で、教育・保育施設の利用意向につきましては、保育所より幼稚園のほうが利用意向は高い傾向が見られました。また、本年度から始まりました保育所保育指針におきましては、保育所でも幼児教育を取り入れていくこととされておりますので、今後に向けては、その考え方が浸透していくことで保護者の意向も変化していく可能性もありますけれども、現在のところは、幼稚園で幼児教育を受けたい意向が高い傾向がありますことから、保育施設への需要が大きく増えることはないものと考えております。なお、保育施設への切りかえを希望する方がいた場合につきましても、2号認定子ども、3歳から5歳までの子どもことですけれども、この2号認定子どもにつきましては、施設によって受け入れが可能となってございます。

尾崎委員長

板垣委員。

板垣委員

当市における状況としてはそうかもしれませんけれども、入所待機を生じさせない受け入れ体制整備がどうしても必要で、国は2020年度末までに32万人分の受け皿整備を進めるとしています。国がこのような傾向であって、当市は大丈夫だということにはならないと思います。事実昨年の末、12月には98人もの入所待機者が出ています。それは新年度の入所定員予定844人にしたとしても、去年の例からすると50人、60人ぐらいの入所待機になってしまうというような状態なわけですから、そういうことが起こらないような、そういう対応が必要ではないかなというように思いますけれども、その点で、例えば地域型保育が今年度は計画どおり進まなかったけれども、新年度はぜひそれを進めるとか、そういうような計画についてはいかがなんでしょうか。

尾崎委員長

仲野子育て支援部長。

仲野子育て支援部長

それでは、お答え申し上げます。今後の受け入れ確保につきましては、実効性のある確保策を講じていく必要があると考えてございます。先ほども申しあげましたとおり、現在、市内の保育・教育施設等を設置している法人ともあわせて実態について情報交換しているところでございます。今後につきましては、この結果を参考に有効な方策を検討してまいりたいと考えております。以上です。

尾崎委員長

板垣委員。

板垣委員

また、定員と入所の状況を見ますと、市立の保育園で定員割れをしている状況です。その理由として、障がい児の方が多く、それで保育士さんが手をとられ、なかなか定員どおりの入所ができないようですが、やはり障がいを持ったお子さんというのは、どちらかいえば私立よりも市立に入るほうが安心・安全だということで、ニーズが高まると思います。それに十分対応できるような形で、特に、市立保育園の保育士さんの状況の改善や、体制を図ってもらいたい。そのための給与を他市並みにぜひ改善してもらいたいわけですけれども、給与というと、他市と比べてどうのこうのと言うんですけれども、他市と比べる必要はありません。子どものことを考え、十分対応できるだけの待遇にして、受け入れを進めてもらいたいと思いますが、この点についての見解をお伺いして終わります。

尾崎委員長

仲野子育て支援部長。

仲野子育て支援部長

それでは、お答え申し上げます。保育士確保につきましては、先ほど申しましたとおり喫緊の課題と考えております。保育施設を拡大するにしても、結局は保育士確保につながってまいりますので、処遇改善を含め、保育士の確保策について今後とも検討してまいりたいと考えております。以上です。

尾崎委員長

以上で日本共産党、山本博己委員、板垣恭彦委員の総括質疑を終わります。

暫時休憩いたします。

午後１時まで休憩にいたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶものあり）

尾崎委員長

それでは、午後１時から再開いたします。

休憩に入ります。

休　憩　　午後０時00分

再　開　　午後０時58分

尾崎委員長

休憩を解き、再開いたします。

午前に引き続き総括質疑を行います。

無会派、稲田保子委員。

稲田委員

無会派、稲田保子でございます。質問に入ります前に、ただいまの移動販売車、市民が抱えていた問題を 1 つずつ解決に向かって動き出したということは大変うれしく思います。きょうの私のこれからの質問も問題解決に当たってぜひ動き出すようにという思いで質問させていただきます。

健康づくり、地域医療の充実ということで申し上げます。今回は市長の方針に、市民の健康について、受動喫煙防止というお言葉がありました。市民の健康にさらに取り組んでいただけることを感謝申し上げます。さて、受動喫煙で年間 1 万 5 千人が亡くなられ、その 3 分の 2 は女性であるとのことです。毎日 41 人の方が亡くなられているそうです。そして、肺がん、虚血性心疾患、脳卒中がリスクの高いもの、これは昨年開催された「意外と知らないたばこの話」、日本禁煙学会認定専門指導員、佐藤広和先生の講演会でお聞きしました。

そこでお聞きいたします。本市の健康づくりの基本的な市長のお考えを伺います。

また、受動喫煙についてどのような取り組みが必要かを伺います。

昨年は､受動喫煙防止に関する講演会開催で市民から大きな反響がありましたけれども、今までの過去講演会などの取り組みの内容、経過について伺います。

それから、市のホームページからの啓発についてどのように評価されているか、見解をお伺いいたします。

子どもたちの健康な環境づくり、また、ボールパークのあるスポーツ都市として、受動喫煙防止策には率先して取り組まなければならないと思いますが、見解をお伺いいたします。

尾崎委員長

上野市長。

上野市長

稲田委員のご質問にお答え申し上げます。健康づくり、地域医療の充実についてでありますが、健康づくりにつきましては、市民が心身ともに生き生きとした生活が送れるよう、生涯を通じた健康づくりを推進するとともに、子どもが健やかに生まれ育つため、妊娠期からのきめ細やかな母子保健の推進と生活習慣病予防の取り組みを充実し、市民の健康維持の促進を図ることが重要と考えているところであります。

次に、受動喫煙の防止に向けた取り組みについてでありますが、市民や企業などに対し、受動喫煙による健康影響等について周知、啓発をすることが重要であると考えておりますことから、これまでも、母子手帳の交付や保健指導の際に保健師による情報提供を行うとともに、ポスター掲示やパンフレットの配布、広報紙、町内会回覧、市のホームページなどさまざまな方法で周知、啓発を行っているところであります。今後につきましても、市民の健康のため、受動喫煙防止の取り組みを推進してまいりたいと考えております。以上であります。

尾崎委員長

稲田委員。

稲田委員

ご答弁ありがとうございました。では、再質問させていただきます。ただいま、市民や企業などに対して、受動喫煙による周知、啓発が重要とのお答えでしたけれども、具体的に企業などにはどういう周知・啓発をされているか伺います。それから、母子手帳の交付、保健指導とありましたけれども、喫煙されていた妊婦さんたちへの効果はどうだったか伺います。続きまして、広報紙の啓発では具体的にどのように掲載していましたか。それから、次はポスター掲示やパンフレットの配布、ポスターなども各ところから、いろいろ来ていると思いますけれども、それはどちらに掲示されているか、具体的にお伺いします。

尾崎委員長

稲田委員、質問は１つずつお願いします。

稲田委員

はい、わかりました。失礼しました。では最初の質問で、市民と企業などへの受動喫煙による周知、啓発が重要とのお答えでしたけれども、企業に対してはどのように周知・啓発されていますでしょうか。

尾崎委員長

尾崎健康推進課長。

尾崎健康推進課長

それでは、稲田委員のご質問にお答え申し上げます。受動喫煙の企業への啓発についてでございますけれども、まず受動喫煙は昨年７月に健康増進法の一部を改正する法律が成立しまして、受動喫煙防止の取り組みはマナーからルールへと変更となったところです。法律は順次施行されていまして、ことし１月 24 日には、国や地方公共団体が受動喫煙によ

る健康影響等について、周知、啓発することを責務とすることなどが施行され、ことし 7 月には、学校、病院、行政機関など施設において、受動喫煙防止に必要な措置がとられた喫煙場所を設置することはできるものの、原則敷地内禁煙が施行されることとなっております。そして、それ以外の施設については 2020 年 4 月に全面施行されることとなっております。企業に対する周知につきましては、厚生労働省から都道府県などに対し、受動喫煙防止について、営業者等に対する周知、徹底等について適切に対応するよう通知があり、北海道千歳保健所に確認しましたところ、まだ具体的ではありませんけれども、北海道においても､飲食店等の事業者に対する周知について検討しているとのことでございました。以上でございます。

尾崎委員長

稲田委員。

稲田委員

ありがとうございます。それでは法律がきちんと決定してからということですね。

それでは次に、母子手帳交付時、妊婦さんたちに指導されているということでしたけれども、実際に妊婦さんの喫煙もあったのではないかと思います。指導によって効果は出たのでしょうか、効果のほどをお伺いします。

尾崎委員長

尾崎健康推進課長。

尾崎健康推進課長

それでは、お答え申し上げます。妊娠届出時、母子手帳交付時にアンケートをとりまして、喫煙をしているかどうかを把握いたします。その際に、喫煙をしている方に対しては、喫煙というのは胎児に対する影響等もありますので、保健師等から、きっちりと指導しているところでございまして、一定の効果はあるものと考えております。以上でございます。

尾崎委員長

稲田委員。

稲田委員

それでは、啓発の一つとして、広報紙ではどうしているかということと、同じ啓発として、ポスターやパンフレットの配布なども具体的にどうされているか、まとめてお聞きいたします。

尾崎委員長

尾崎健康推進課長。

尾崎健康推進課長

それでは、お答え申し上げます。広報につきましては、年に１度、がんの特集号という特集記事を持っており、その中でがんと関係性の深いたばこの害や受動喫煙について周知しているところでございます。ポスターについては、都度、国や道から送付されておりますけれども、そういったポスターは庁内、エルフィンパークの交流広場、各出張所などに掲示していただいているところでございます。以上です。

尾崎委員長

稲田委員。

稲田委員

ポスターは多分たくさん送付されていると思いますが、余り目には入ってきません、疑うわけではありませんけれども、ポスターはきちんと掲示されているのかどうかもう一度お聞きします。

尾崎委員長

尾崎健康推進課長。

尾崎健康推進課長

お答え申し上げます。例えば世界禁煙デーの時期などに国等からポスターが配布されておりますが、そうした時期に各施設等に依頼をし、期間はもちろんずっと貼っておくことはできませんけれども、掲示していただいているところでございます。以上です。

尾崎委員長

稲田委員。

稲田委員

では市庁舎に喫煙所がございますけれども、喫煙所には受動喫煙防止のポスターや、それにかかわるポスターは掲示されておりますでしょうか。

尾崎委員長

杉山総務課長。

杉山総務課長

庁舎の喫煙所へのポスター掲示についてお答え申し上げます。昨年、草彅剛さんをキャラクターとしました受動喫煙防止のポスターが国から送付されましたので、それを喫煙所内に掲示をしているところであります。以上であります。

尾崎委員長

稲田委員。

稲田委員

次に、ホームページについてですけれども、受動喫煙のホームページについて、どのようにお考えでしょうか。他市から比べると非常に見づらく、わかりにくいと思います。それと、内容ですが、子どもさんたちを持っていらっしゃる親御さんに啓発するものは少ないのではないかと思いますけれども、ホームページについてはどのようにお考えでしょうか。

尾崎委員長

尾崎健康推進課長。

尾崎健康推進課長

それでは、お答え申し上げます。現在の市のホームページでは、たばこの煙ですとか、たばこに含まれる有害物質、たばこが原因となるさまざまな病気、受動喫煙の防止、禁煙治療等について紹介をしておりますけれども、健康増進法の改正もありましたので、内容の追加ですとか変更などの見直しを行い、より見やすいホームページになるよう検討してまいりたいと思っております。以上です。

尾崎委員長

稲田委員。

稲田委員

ぜひホームページの工夫をお願いいたします。

それから、受動喫煙防止策、先日の予算審査特別委員会で、庁舎２階のたばこ自販機について質問いたしました。その際、たばこ自販機のある場所は庁舎の喫煙所と離れているため問題はないとのお答えをいただいたと思います。私はそのとき大変驚いたのですが、離れているから問題がないということではなく、やはり市役所は、市民のために、たばこを吸いづらい環境をつくるのが大事ではないかということを鑑みますと、そのお答えに非常に驚きまして、市役所の方たちは本当に受動喫煙が何であるかという理解が少ないので

はないかということを痛感いたしました。市の職員の皆さんに対し、受動喫煙防止や受動喫煙がどんなに大変であるかについての啓発などはされているんでしょうか。

尾崎委員長

福島総務部長。

福島総務部長

私のほうから、職員の受動喫煙に対する啓発についてお答え申し上げます。折に触れて職員には受動喫煙が起こらないよう周知しているところでございます。以上でございます。

尾崎委員長

稲田委員。

稲田委員

より勉強され、受動喫煙がどんなに大変かということについてさらに理解を深めていただきたいと思います。ご承知かと思いますけれども、望まない受動喫煙を防止するために、道警、北海道警察が警察署、それから駐在所、敷地内を全面禁煙として喫煙室を閉鎖しますとの報道がありました。受動喫煙を避けるためには、たばこを吸える環境をなるべく少なくすることはとても大事だと思われ、喫煙率を下げている自治体というのは、それなりに取り組みの努力をされているようです。最近は、たばこを吸われる方の意識も本当に変わってきまして、家族に被害を与えないように、表で吸っていらっしゃる方も見かける一方、幼稚園の先生や小学校の先生の、髪や衣服のにおいから、ひょっとして子どもが吸っているのではないかと思うぐらいにおいがする子どもがいて、健康を心配しています。また、歯科衛生士さんの知人からは、家族に喫煙者がいると、子どもの歯茎を見ると治療するときすぐわかる、そして、虫歯の要因になるとも言っています。呼気からも有害な物質が出てきます。子どもさんやお孫さんたちのために考えてもらわなければならないと言っていますけれども、子どもさんたちのために過去に小学校などへ積極的な出前講座などはされたことがありましたでしょうか。

尾崎委員長

尾崎健康推進課長。

尾崎健康推進課長

それでは、お答え申し上げます。まず、乳幼児のいる家庭につきましては、先ほども申し上げましたとおり、母子保健活動を通じまして、保健指導によってたばこの害等を訴えてまいりたいと考えております。小学校におきましては、出前講座は、求められていくも

のであるため、小学校では、例えばリーフレットを使って喫煙の害や、受動喫煙防止についての周知を行ったり、あと禁煙週間時に周知を行っているということをお聞きしております。また、学習指導要領には喫煙の害等についての項目がありますので、保健の授業において取り組みを行っているところでございます。以上でございます。

尾崎委員長

稲田委員。

稲田委員

もうすぐ世界禁煙デーがありますけれども、ことしの取り組みはどのように考えていらっしゃいますか。

尾崎委員長

尾崎健康推進課長。

尾崎健康推進課長

それでは、お答え申し上げます。世界禁煙デーについては、世界保健機構（WHO）が、たばこを吸わないことが社会習慣となるよう、5月31日を世界禁煙デーと定めたもので、世界各地でさまざまなキャンペーンが実施されております。日本においても、世界禁煙デーに続く1週間を禁煙週間と定めまして、たばこによる健康被害等の啓発活動を実施しております。世界禁煙デーにつきましては、ポスターなどで周知してきたところであり、ことしにつきましても周知を図っていく予定ですが、具体的な事項についてはまだ決まっていないところでございます。以上です。

尾崎委員長

稲田委員。

稲田委員

喫煙率が16%とは言いますけれども、私は、健康づくりの啓発事業として、受動喫煙による健康被害どんなに大変かということを市民の皆さんに、もっともっとわかってもらわなければならないと考えます。特に学校や子どものいる家庭には啓発必要だと思います。こちらのほうには、こころの健康講座を開催する、鬱や自殺予防についてといういろいろな書き込みがありましたけれども、受動喫煙防止策についてさらに推進していただきたいと思います。いかがでしょうか。

尾崎委員長

中屋保健福祉部長。

中屋保健福祉部長

市民の健康づくりという視点からになるかと思いますけれども、喫煙に限らず、生活習慣病の予防、こうしたことは市民一人一人のまずは自覚からだというように思います。やはり自己管理、自己責任という部分が重要だと思います。そういった認識に対しまして、行政においても、保健指導の場などを活用しながら、知識の普及ですとか気づき、そしてきっかけづくり、こういった啓発が必要であると思っております。今回、健康増進法の一部改正の法律が施行されたということで、国、地方公共団体のそれぞれの責務という部分はございますが、防止するための措置を総合的、効果的に推進するよう努めるということでございますので、市民に向けこれからも啓発等を進めていきたいと思います。以上です。

尾崎委員長

稲田委員。

稲田委員

昨年あたりから相当にこの受動喫煙策というのは力を入れてくださっているようですので、さらに対策をお願いしたいと思います。これで終わります。

尾崎委員長

以上で無会派、稲田保子委員の総括質疑を終了いたします。

以上をもちまして総括質疑を終了いたします。

討論及び採決を行います。

初めに、議案第 17 号　平成 31 年度北広島市一般会計予算の討論を行います。

（「なし」と呼ぶものあり）

尾崎委員長

討論なしと認めます。

議案第 17 号　平成 31 年度北広島市一般会計予算を採決いたします。

本案を、原案のとおり可決すべきものと決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

尾崎委員長

起立全員であります。

議案第 17 号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 18 号　平成 31 年度北広島市国民健康保険事業特別会計予算の討論を行います。

通告がありますので、発言を許します。

永井桃委員。

永井委員

それでは私は 2019 年度国保特別会計予算案に対し反対の立場から討論いたします。

2018 年度から国保制度改定による都道府県単位化が始まり、財政の運営主体が市町村から都道府県に移行しましたが、共産党が当初から懸念していたとおり、全国の自治体で国保料、税の引き上げが問題となっています。このたび共産党が 2019 年度の標準保険料率を公表した都道府県で、各市区町村が標準保険料率に合わせて国保料（税）を改定した場合の負担額を独自に試算しましたところ、全国の 8 割の自治体で値上げとなる結果が出ました。モデルケースとして挙げますと、30 歳代の夫妻と子ども 2 人の 4 人家族で年収 400 万円のサラリーマン世帯は、80％の市区町村で平均 4 万 9 千円もの値上げ、年収 240 万円のサラリーマン単身者世帯や年収 280 万円の高齢者夫婦世帯、また自営業で所得 300 万円の 3 人世帯でも 70％台の自治体で値上げされることがわかりました。協会けんぽでは保険料負担が 20 万円余りに対し、国保税では 41 万円余りと倍以上の違いであり、その主要要因は国保に事業主負担がないこと、平等割、均等割が賦課されていることであると考えます。特に働いていない子どもにまで均等割で保険税を賦課していることが大きな問題であると考えます。北海道でも、2019 年度の保険料水準率が 3.95％の増加が確定されたもとで、当市では平均 2％の引き上げ率となり、2015 年度、16 年度、18 年度に続く国保税の値上げとなることは、市民へのさらなる負担増と市民生活を一層困窮させることにつながります。市は、2018 年度の引き上げの際に、今後 2022 年までの 5 年間に及んで引き上げが続くことを明らかにしましたが、2019 年度予算案において前年度に続き市民負担を強いらないための市独自の軽減施策が示されなかったことは非常に残念であります。予算質疑で示された当市の国保加入世帯構成は、所得 100 万円以下のいわゆる低所得層世帯が 6 割を超し、この世帯の国保加入率は今後も増加傾向の見込みである状況の中、基礎分（医療分）及び後期高齢者支援金分の均等割と平等割が引き上がります。当市では、所得と世帯階層において、200 円から 1 万 9,800 円の増額試算が提案されています。例えば 2.7％と最も増加率が高い介護なし 1 人世帯では、所得 200 万円で 6 千円の増、所得 100 万円で 3,400 円の増と大きな負担増となります。

共産党は、市民負担軽減のために、1 つ目に、一般会計からの法定外繰り入れで支出を補填すること、2 つ目に、子どもが多いほど負担を強いる国保制度特有の加算仕組みの均等割の減免を行うとともに、同制度の廃止を国に求めること、3 つ目に、市は国において、公費 1 兆円規模の財政基盤を確立させることを求め、協会けんぽ並みの引き下げを図るこ

とを主張しています。市は、子どもの均等割減免について、国の国保制度の中で実施するものであり、市独自での施策は考えていないと示していますが、独自に減免措置している自治体が全国で25自治体と増えています。道内では旭川市が18歳まで所得制限なしで第1子から減免措置を行っています。また、市長は、子どものいない世帯に負担を課すのかということも考えなければならないと見解を示していますが、当市と同程度の人口規模の岩手県宮古市では、2019年度予算案で18歳以下の子どもがいる501世帯836人を対象にシステム改修費込みの1,833万円を計上し、宮古市長は、子育て世代の応援とともに、子どもを持たない世帯への保険料負担が増えることがないよう一般会計で賄い、宮古市でできるけれど、ほかの市町村ができないことがないように運動に取り組んでいくと表明しています。上野市長においても、ぜひこのような方針を打ち立てていただきたいことを主張します。当市では、18歳未満の加入者792人、494世帯のうち、7割、5割、2割減免を受けている332世帯を対象とした場合の減額経費は1,419万円であることが代表質問での答弁で明らかにされました。代表質問でも紹介した子どもの均等割減免を実施している自治体は、子ども医療費助成でも高校生までを対象としたり、自己負担分を全額助成したりと当市よりすぐれた政策を実施しています。7割、5割、2割の法定減免に加えて、子どもの均等割分を助成するのに年間1,400万円余りでできるのであれば、国の政策を待たずにすぐに行うべきであります。市長は代表質問での答弁で、直ちに行うかどうかはわからないが、検討はさせていただくと表明しました。早急に子どもの均等割減免を実施することを強く求めまして、2019年度国保会計予算案の反対討論とします。

尾崎委員長

ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶものあり）

尾崎委員長

討論を終了いたします。

議案第18号　平成31年度北広島市国民健康保険事業特別会計予算を採決いたします。

本案を、原案のとおり可決すべきものと決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

尾崎委員長

起立多数であります。

議案第18号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第19号　平成31年度北広島市霊園事業特別会計予算の討論を行います。

（「なし」と呼ぶものあり）

尾崎委員長

討論なしと認めます。

議案第19号　平成31年度北広島市霊園事業特別会計予算を採決いたします。

本案を、原案のとおり可決すべきものと決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

尾崎委員長

起立全員であります。

議案第19号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第20号　平成31年度北広島市介護保険特別会計予算の討論を行います。

（「なし」と呼ぶものあり）

尾崎委員長

討論なしと認めます。

議案第20号　平成31年度北広島市介護保険特別会計予算を採決いたします。

本案を、原案のとおり可決すべきものと決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

尾崎委員長

起立全員であります。

議案第20号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第21号　平成31年度北広島市後期高齢者医療特別会計予算の討論を行います。

（「なし」と呼ぶものあり）

尾崎委員長

討論なしと認めます。

議案第21号　平成31年度北広島市後期高齢者医療特別会計予算を採決いたします。

本案を原案のとおり可決すべきものと決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

尾崎委員長

起立全員であります。

議案第21号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第22号　平成31年度北広島市水道事業会計予算の討論を行います。

（「なし」と呼ぶものあり）

尾崎委員長

討論なしと認めます。

議案第22号　平成31年度北広島市水道事業会計予算を採決いたします。

本案を原案のとおり可決すべきものと決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

尾崎委員長

起立全員であります。

議案第22号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第23号、平成31年度北広島市下水道事業会計予算の討論を行います。

（「なし」と呼ぶものあり）

尾崎委員長

討論なしと認めます。

議案第23号　平成31年度北広島市下水道事業会計予算を採決いたします。

本案を原案のとおり可決すべきものと決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

尾崎委員長

起立全員であります。

議案第23号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

お諮りいたします。

当委員会の審査の経過と結果の報告につきましては、正副委員長に一任願いたいと思います。

ご異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶものあり）

尾崎委員長

ご異議なしと認めます。

委員会の審査報告については、正副委員長に一任と決しました。

以上で、当委員会に付託された案件の審査は、全て終了いたしました。

これをもちまして、予算審査特別委員会を閉会いたします。
ご苦労さまでございました。

午後 1 時 30 分

委　員　長　尾　崎　弘　人